



事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 2 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」
の一部改正について（通知）

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。
さて、本日、別添のとおり、県立学校人事課より「「新型コロナウイルス感染症拡大防止
のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部改正について（通知）」が発出されまし
た。

今回の改正により、県立学校では、現在の新型コロナウイルス感染状況が収束した状況
であっても、学校職員にとっての多様な働き方等の検討に資するため、「県教育委員会が
主催する各年次研修及び行政職員新採用者研修並びに彩の国さいたま人づくり広域連合
が主催する階層別基本研修のうち、研修当該日が1日非集合型で終日オンラインを活用し
た内容により実施する場合」新たに校長が自宅を勤務公署とみなして勤務を命ずることが
できることといたします。

各市町村教育委員会においても、今回の改正について、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

担当：人事・学事・働き方改革担当 菅
電話：048－830－6937



教 県 第 6 4 7 号
令 和 4 年 2 月 2 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」
の一部改正について（通知）

標記の件につきまして、現在の新型コロナウイルス感染状況が収束した状況であっても、学校職員にとっての多様な働き方等の検討に資するため、下記に該当する場合には、別紙1及び別紙3のとおり令和4年4月1日から当面の間、自宅勤務の対象とすることができ
ることといたします。

つきましては、所属教職員への確実な周知をお願いします。

記

- 1 新たに校長が自宅を勤務公署とみなして勤務を命ずることができる場合
県教育委員会が主催する各年次研修及び行政職員新採用者研修並びに彩の国さいたま
人づくり広域連合が主催する階層別基本研修のうち、研修当該日において1日非集合型
で終日オンラインを活用した内容により実施する場合
- 2 上記1の場合における留意事項
 - (1) あくまでも、自宅勤務が「できる」こととするものであり、従来同様、校内でオン
ライン受講することは可能であること。
 - (2) 上記「当面の間」とは、校内での受講環境・体制が整備された場合などに、運用を変
更する余地を残しておくための期間設定であること。
 - (3) 研修当該日の休憩時間は研修の主催者が定めること。
 - (4) 研修当該日の通信料、電力料金等は自己負担とすること。
- 3 施行年月日
令和4年4月1日

担当： 県立学校人事課
学事・働き方改革担当 小野
電話： 048-830-6735

別紙 1

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の 自宅勤務に関する要綱

1 自宅勤務について

自宅勤務とは、校長が教職員に対し当該教職員の自宅を勤務公署とみなして、勤務を命ずることをいう。ただし、新型コロナウイルス感染状況が収束した状況であっても、当面の間、県教育委員会が主催する各年次研修及び行政職員新採用者研修並びに彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する階層別基本研修のうち、研修当該日において1日非集合型で終日オンラインを活用した内容により実施する場合は、校長が自宅を勤務公署とみなして勤務を命ずることができることとする。

2 対象者について

県立学校に勤務する教職員（会計年度任用職員を含む。）を対象とする。

3 勤務時間について

当該校の勤務時間と同様とする。

なお、休憩時間以外の外出は禁止とし、時間外勤務は行えないこととする。

4 職務専念義務について

実施教職員は、勤務時間内において職務に専念するものとする。

5 勤務の開始、終了の報告について

自宅勤務を実施する際には、勤務の開始及び終了時に管理職に報告を行うこと。

6 自宅勤務の実施日数について

校務の運営に支障がないと判断される範囲で、実施日数は制限しない。

7 手続きについて

教職員は「自宅勤務申請書兼報告書」（別紙2）により、原則として事前に校長に申し出ること。

また、勤務終了後、同申請書兼報告書の「4 報告事項」に自宅においてした勤務の内容を記載すること。

8 休暇等他制度との併用について

自宅勤務の実施については、1日単位とするが、必要に応じ、時間単位の年次休暇、特別休暇、4時間の勤務時間の割振り変更（いわゆる半日振替）等との併用は妨げない。

なお、上記1ただし書きの場合には、他の服務との併用ができないこととする。

9 留意事項について

個人情報の持ち出しや自宅での取扱いは、埼玉県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ共通実施手順「第4-3（8）情報資産の持ち出し及び運搬」のほか、平成17年10月7日付け教県第850号「重要な文書等の管理について（通知）」、平成21年3月19日付け教総第1530号「県立学校における情報の取扱い基準について（通知）」及び平成22年2月8日付け教総第1183号「個人所有パソコンの取扱いについて（通知）」等に基づき、十分注意した上で適切に行うこと。

なお、上記1ただし書きの場合における通信料、電力料金等は自己負担とする。

附 則

この要綱は、令和２年４月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

校長	教頭 (副校長)	教頭	事務長

別紙 2

自宅勤務申請書兼報告書

年 月 日

学校長 様

職 名
氏 名

下記のとおり、自宅勤務を申請します。

記

1 自宅勤務を希望する日

年 月 日 ()

2 自宅勤務を実施する時間

時 分 から 時 分 まで
(※休憩時間 時 分から 時 分まで)

3 業務内容

4 報告事項

報告日 年 月 日

校長	教頭 (副校長)	教頭	事務長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱
新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
1 自宅勤務について 自宅勤務とは、校長が教職員に対し当該教職員の自宅を勤務公署とみなして、勤務を命ずることをいう。<u>ただし、新型コロナウイルス感染状況が収束した状況であっても、当面の間、県教育委員会が主催する各年次研修及び行政職員新採用者研修並びに彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する階層別基本研修のうち、研修当該日において1日非集合型で終日オンラインを活用した内容により実施する場合は、校長が自宅を勤務公署とみなして勤務を命ずることができることとする。</u> 2～7 (略) 8 休暇等他制度との併用について 自宅勤務の実施については、1日単位とするが、必要に応じ、時間単位の年次休暇、特別休暇、4時間の勤務時間の割振り変更（いわゆる半日振替）等との併用は妨げない。 <u>なお、上記1ただし書きの場合には、他の服務との併用ができないこととする。</u> 9 留意事項について 個人情報の持ち出しや自宅での取扱い、埼玉県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ共通実施手順「第4-3(8)情報資産の持ち出し及び運搬」のほか、<u>平成17年10月7日付け教県第850号「重要な文書等の管理について(通知)」</u>、平成21年3月19日付け教総第1530号「県立学校における情報の取扱い基準について(通知)」及び平成22年2月8日付け教総第1183号「個人所有パソコンの取扱いについて(通知)」等に基づき、十分注意した上で適切に行うこと。	1 自宅勤務について 自宅勤務とは、校長が教職員に対し当該教職員の自宅を勤務公署とみなして、勤務を命ずることをいう。 2～7 (略) 8 休暇等他制度との併用について 自宅勤務の実施については、1日単位とするが、必要に応じ、時間単位の年次休暇、特別休暇、4時間の勤務時間の割振り変更（いわゆる半日振替）等との併用は妨げない。 9 留意事項について 個人情報の持ち出しや自宅での取扱いは、埼玉県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ共通実施手順「第4-3(8)情報資産の持ち出し及び運搬」のほか、<u>平成17年9月15日付け文第533-1号「重要な文書等の管理について(通知)」</u>、平成21年3月19日付け教総第1530号「県立学校における情報の取扱い基準について(通知)」及び平成22年2月8日付け教総第1183号「個人所有パソコンの取扱いについて(通知)」等に基づき、十分注意した上で適切に行うこと。

なお、上記1ただし書きの場合における通信料、電力料金等は自己負担とする。